

告示第118号の「都市の緑地の保全への配慮」に関する取り扱い

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第2号に係る、平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号の都市の緑地の保全への配慮に関する取り扱いを次のとおりとする。

- 1 建築物が、次の各号に定める制限のうち、緑地の保全に関する制限等の内容に適合しない場合は、認定を行わない。
 - 一 都市緑地法（昭和48年9月1日法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域
 - 二 都市緑地法第12条に規定する特別緑地保全地区
 - 三 都市緑地法第34条に規定する緑化地域
 - 四 都市緑地法第45条に規定する緑地協定
 - 五 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に規定する生産緑地地区
 - 六 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条の規定による条例に基づき認可された建築協定
 - 七 緑地保全に関する市町村の条例

- 2 次の区域は、原則、認定を行わない。
 - 一 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第2号に規定する都市施設である緑地

附則

- 1 平成24年12月4日 施行
- 2 平成24年12月17日 一部改正（字句修正）